

第1章 住宅マスタープランの中間改定について

1. 改定の背景と目的

摂津市は、平成9（1997）年3月に「摂津市住宅マスタープラン」を策定し、計画的な住宅政策を展開してきました。平成25（2013）年には、住生活基本計画（全国計画）の改定を受け、住まいと暮らしの視点に立った第2期「摂津市住宅マスタープラン」に改定し、平成33（2021）年度末を目標とした施策の展開を図っています。

国の住宅政策においては、平成28（2016）年3月に住生活基本計画（全国計画）が改定され、子育て世帯や高齢者世帯など受益者の視点に立った基本目標を掲げるとともに、人口の減少や少子・高齢化の抑制に寄与する具体的な取組み、特に空き家対策や住生活産業の活性化などに関する施策が示されました。

大阪府においては、国の動きを受け、平成28（2016）年12月に「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）」を策定しています。

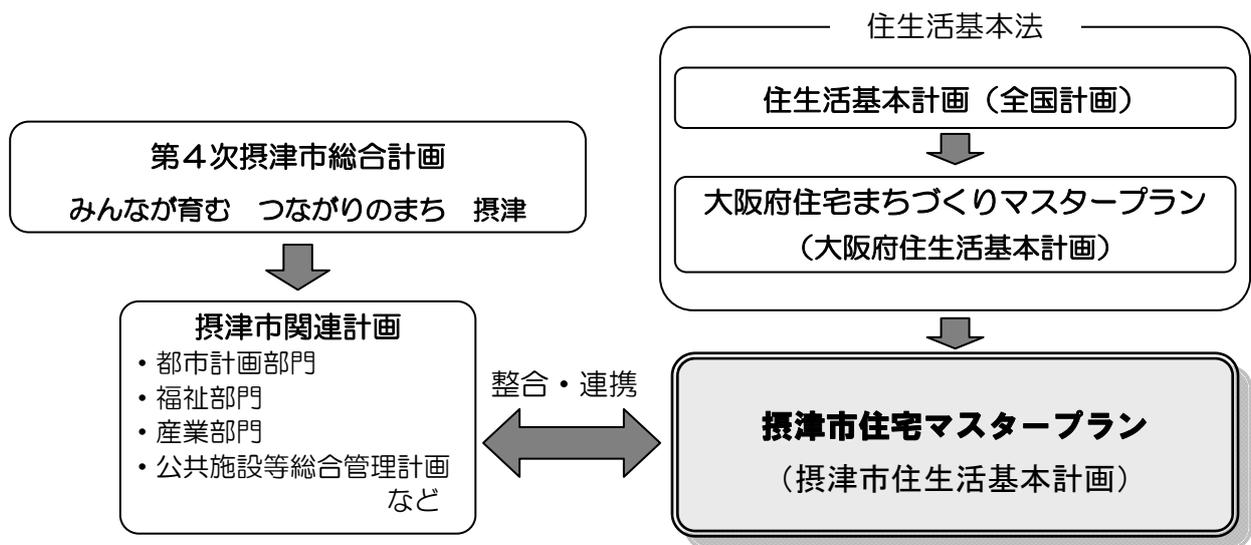
摂津市においても、「第4次摂津市総合計画基本計画」を策定するとともに、人口動態の長期的展望を示した「摂津市人口ビジョン」、人口減少社会における本市の採るべき施策を定めた「摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

これらの状況を踏まえ、計画策定から5年が経過し、「摂津市住宅マスタープラン」の見直しを実施することとします。

2. 計画の位置づけ

「摂津市住宅マスタープラン」は、本市の最上位計画である「第4次摂津市総合計画」を踏まえるとともに、都市計画や福祉、産業等の関連する他分野の計画との整合・連携が図られるよう策定しています。

なお、「摂津市営住宅長寿命化計画」は市営住宅などのハード整備にかかる計画であり、「摂津市住宅マスタープラン」に基づき実施する事業の中長期計画として、関連する「摂津市公共施設等総合管理計画」などとの整合に留意するものとします。



3. 計画期間

今回の改定は、中間年度における進行管理のための部分変更として、「摂津市住宅マスタープラン」の計画期間は従来どおり、平成33（2021）年度とします。

	(年度)															
和暦(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
西暦	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
住生活基本計画(全国計画)																
住まうビジョン・大阪 (大阪府住生活基本計画)																
第4次摂津市総合計画																
摂津市都市計画マスタープラン																
摂津市住宅マスタープラン																